

豊岡市立日高農林漁業体験実習館の管理に関する年度協定書

豊岡市（以下「甲」という。）と株式会社日高振興公社（以下「乙」という。）とは、豊岡市立日高農林漁業体験実習館（以下「実習館」という。）の管理に関し、2018（平成30）年2月16日に締結した「豊岡市立日高農林漁業体験実習館の管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）の規定に基づき、年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 この年度協定は、実習館の管理に関し、基本協定第11条第6項に規定する管理に係る施設等の修繕等について定める。

（年度協定の期間）

第2条 この年度協定の期間は、2021年4月1日から2022年3月31日までとする。

（修繕料等の費用負担）

第3条 管理に係る施設等の修繕等について、年度協定に定めた期間につき20万円（この金額には消費税を含む。）以下は乙の負担で行うものとし、これを超える場合は甲乙協議して決定する。管理に係る施設等の修繕等を含む費用負担については、別記リスク分担表のとおりとする。

（修繕料等に係る協議）

第4条 次年度以降の修繕料等の費用負担については、その見直しを含め、改めて甲乙協議の上、決定するものとする。

（情報公開）

第5条 甲は、乙から提出のあった事業報告書（所管部署評価を含む。）を公表するものとする。

2 乙は、豊岡市情報公開条例（平成17年豊岡市条例第7号）の趣旨を踏まえ、当該施設の管理に関する情報の積極的な公開に努めなければならない。

3 甲は、乙から提出された文書等について開示の申出があったときは、特段の事情がない限り、原則として公開するものとする。

4 甲は、甲が保有していない文書等について開示の申出があったときは、乙にその写しを提出するよう求めるものとする。

5 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。

（疑義の決定）

第6条 年度協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを決定する。

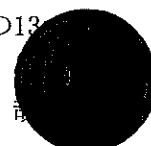
甲及び乙は、この年度協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年4月1日

甲 豊岡市中央町2番4号
豊岡市長 中 貝 宗 洋



乙 豊岡市日高町栗栖野59番地の13
株式会社 日高振興公社
代表取締役 岡 森 且 彦



リスク分担表

日高農林漁業体験実習館

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
収入の減少	利用者減等による利用料金収入の減		○
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の修復による経費	協議事項	
施設・設備等損傷、修繕	① 指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	② ①以外で年度協定に定めた期間につき、市と指定管理者が協議決定した額以下のもの		○
	③ ①以外で年度協定に定めた期間につき、市と指定管理者が協議決定した額を超えるもの	額を超える部分	額以下の部分
	④ 経年劣化による大規模なもの	協議事項	
備品購入	管理運営上必要となるもの	協議事項	